

※当事業所の地域区分は6級地(1単位=10.33円)となります

訪問リハビリテーション(要介護者・1割負担の場合)		
訪問リハビリテーション	20分/1回	308円
	40分/2回	616円
	60分/3回	924円
短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内に集中的なリハビリテーションを提供した場合	200円/日
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士(以下PT)、作業療法士(以下OT)若しくは言語聴覚士(以下ST)が、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと	240円/日
リハビリテーション マネジメント加算 イ	(1)医師がリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行う (2)3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等を構成員と共有し、リハビリテーション計画を見直している。その内容を記録している (3)PT、OT又はSTが、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供をしている (4)PT、OT又はSTが(指定居宅サービスの従業者と)、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、介護の工夫に関する日常生活上の留意点に関する助言を行なっている (5)リハビリテーション計画について、PT、OT又はSTが利用者又は家族に説明し、同意を得、医師へ報告している ※1 医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて270円/月	180円/月 450円/月 ^{※1}
リハビリテーション マネジメント加算 ロ	リマネ加算イの要件に適合している 利用者毎の訪問リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している ※2 医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて270円/月	213円/月 483円/月 ^{※2}
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)勤続7年以上の者が1人以上 (Ⅱ)勤続3年以上の者が1人以上	(Ⅰ)6円/回 (Ⅱ)3円/回
移行支援加算	ADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる指定通所介護等に移行できるなど適時・適切な訪問リハビリテーションを提供している場合	17円/日
退院時 共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又はPT、OT若しくはSTが、退院前カンファレンスに参加 ※初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限る	600円/回
計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行なわなかった場合 ※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない	50円/回
口腔連携 強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50円/回 ※1月に1回

介護予防 訪問リハビリテーション(要支援者・1割負担の場合)		
訪問リハビリテーション ^{※1,2} ※1 利用開始月から 12月超30単位/回減算 ※2 リハビリテーション会議を開催 した場合減算なし	20分/1回	298円
	40分/2回	596円
	60分/3回	894円
短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内に集中的なリハビリテーションを提供した場合	200円/日
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士(以下PT)、作業療法士(以下OT)若しくは言語聴覚士(以下ST)が、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと。	240円/日
サービス提供体制 強化加算	(I) 勤続7年以上の者が1人以上 (II) 勤続3年以上の者が1人以上	(I) 6円/回 (II) 3円/回
退院時 共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又はPT、OT若しくはSTが、退院前カフェルスに参加 ※初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限る	600円/回
計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行なわなかった場合 ※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない	50円/回
口腔連携 強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50円/回 ※1月に1回